

第二百二号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年十二月五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第八条の二」を「第八条の三」に、「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める。

第五条第二項中「慶弔休暇」の下に「災害休暇」を加える。

第六条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第二章中第八条の二の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第八条の三 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは任期の満了により失職し、又は死亡した時間講師（教育委員会規則で定める時間講師を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第六条第一項の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として教育委員会規則で定める方法により月額に換算した額に、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従って教育委員会が定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が時間講師に対して支給する勤勉手当及び第十三条の三の規定に基づき日勤講師

に対して支給する勤勉手当の額の総額は、この項前段の月額に換算した額及び第十三条の三において読み替えて準用する第八条の三第二項前段の教育委員会規則で定める額に、学校職員給与条例第二十四条の二第二項第一号に掲げる職員（学校職員給与条例第二十四条第二項に規定する教育五級等職員を除く。）に適用される割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、学校職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第十一条第一項中「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「非常勤職員の報酬等に関する条例」に改める。

第三章中第十三条の二の次に次の一条を加える。

（勤勉手当）

第十三条の三 第八条の三の規定は、日勤講師の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第一項中「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、同条第二項中「第六条第一項」とあるのは「第十一条第一項」と、「方法により月額に換算した額」とあるのは「額」と、「時間講師」とあるのは「日勤講師」と、「第十三条の三の規定に基づき日勤講師」とあるのは「第八条の三の規定に基づき時間講師」と、「の月額に換算した額」とあるのは「の教育委員会規則で定める額」と、「第十三条の三において読み替えて準用する第八条の三第二項前段の教育委員会規則で定める額」とあるのは「第八条の三第二項前段の月額に換算した額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、同年一月一日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。